

| | |
|------------------|---|
| Title | 貞応元年十一月廿日定家奥書本古今集考： 寂恵の古今集研究について(続) |
| Sub Title | Study of Fujiwara Teika's Kokinwakashû endorsed at Jôei 1 (1222).11.20 : Study of Jakue's Kokinshû : Supplement Study of Fujiwara Teika's Kokinwakashû endorsed at Jôô 1 (1222).11.20 : Study of Jakue's Kokinshû : Supplement |
| Author | 川上, 新一郎(Kawakami, Shinichiro) |
| Publisher | 慶應義塾大学附属研究所斯道文庫 |
| Publication year | 2004 |
| Jtitle | 斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.39 (2004.) ,p.69- 90 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20040000-0069 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

貞応元年十一月廿日定家奥書本古今集考

——寂恵の古今集研究について（続）——

川上 新一郎

2) 本稿は本誌前掲掲載「寂恵の古今集研究について」（平16・
2）の続稿である。

寂恵本古今集二種と石見切について前稿で考察を加えたが、
本稿ではその付章として、建長八年寂恵奥書本の底本である貞
応元年十一月廿日定家奥書本の本文を検討することとする。

一定家本古今集諸本間の異同は些細なものであり、なおかつ、
貞応元年十一月廿日奥書本の本文については、既に日野西資孝・
西下経一両氏の詳細な研究が備わる。¹⁾ いささか蛇足の感もある
が、その後発見された本もあり、複数の伝本の検討により多少
明らかになる点も存するので、あえて試みることにした。

検討するのは以下の三本である。

ア. 前稿で取上げた建長八年寂恵奥書本（國學院大学図書館
蔵）。

イ. 国立歴史民俗博物館蔵本（高松宮旧蔵）。

ウ. 国文学研究資料館初雁文庫蔵本。

その他、久曾神昇氏『古今和歌集成立論 研究編』144頁に穂
久邇文庫蔵伝仲顕筆本の存在が報告されており、また、近時、
『思文閣古書資料目録』187（善本特集第十六輯、平16・7）にも伝飛
鳥井栄雅筆本が掲載されている。²⁾

このように、貞応元年十一月廿日奥書本は他にも存在するが、
管見に入った三本で取敢ずの考察をすることとする。

ア、建長八年寂恵奥書本

校合本文を除いた本行本文及び定家の加えた勘物部分で、貞応二年七月廿二日定家奥書本（以下貞応二年本）と異なる主要な箇所をあげると次のとおりである。上段が本書、下段が貞応二年本（冷泉家本）である。

仮名序 こと、はなり―事も也、同 さま／＼なりにける―さま／＼なりにける、同 おほさ、きのみかと―おほさ、きのみかとの、同 風ふかぬまに―かせふかぬよに、同 はるのあしたにも―春のあしたに、同 野中を水を―野なかのみつを、同 しれる人ひとりふたり―しれる人わつかにひとりふたり、同 えぬたかひになむ―えぬ所たかひになむ、同 ふんやのやすひて―ふんやのやすひては、同 うたのさまをもしり―うたのさまをしり、8 よませける―よませ給ける、12 近院右大臣子―近院右大臣男、15 「業平朝臣男」ナシ、17 18の排列―17 18の排列、22 ナシ―つらゆき、36 東三条右のおほいまうちきみ―東三条の左のおほいまうちきみ、同 源當嵯峨源氏左大臣左大将齊衡元年薨四十三―源常嵯峨源氏左大臣左大将齊衡元年薨冊四、同 笠にぬふといふ―笠にぬふてふ、48 ちりぬると―ちりぬとも、49 ならばさ

らん―ならばさらなむ、52 仁公女―ナシ、同 さきのおほいまうちきみ―さきのおおきおほいまうちきみ、同 忠仁公撰政始―忠仁公撰政太政大臣、同 よはるはおいぬ―よはひはおいぬ、59 さきにけらしな―さきにけらしも、74 文徳第二母従五位上静子紀名虎女―文徳第一母従五位上紀種子名虎女、90 平城天皇也―平城天皇、107 典侍治子朝臣寛平延喜掌侍―「寛平延喜掌侍」ナシ、108 みやすん所家に―みやすん所の家に、同 藤原のちかけ後藤藏人右少将―藤原後藤藏人右少将中納言有惣男、120 ふちの花の―ふちの花、123 あやなくさきそ―あやな、さきそ、125 清友贈太政大臣 花なか嵯峨后父 けるを―花のなかけけるを、134 亭子院の哥合の―亭子院の哥合に、135 かきのもとの人まろか也、哥 143 き、てよめる―入ト認定）―かきのもとの人まろか也、143 き、てよめる―き、て、156 夏のは―夏の夜の、160 き、よめる―き、てよめる、166 雲のいつくに―雲のいつくに、170 かはせうへう―かはせうえう、同 とりにまかりて―ともにまかりて、186 むしのねきくは―虫のねきけは、189 「母同寛平」ナシ、194 ナシ―た、みね、209 色とる木、木もみちあへなく―いろとる木も、みちあへなくに、211 柿本の人まろかうた也

と—かきのもとの人まろか也と、217 をとのさやけき—をとのさやけき、230 本院—本院贈太政大臣、243 袖をみゆらむ—袖とみゆ覧、256 いろつきにけり—うつろひにけり、272 きくうへたりけるによめる—きくうへたりけるをよめる、同 延喜元年以後贈位以前也仍注姓朝臣—延喜元年以後贈位以前仍姓朝臣書也、274 人のまてるかたをよめる—人のひとまてるかたをよめる、275 思し菊を—思し花を、276 よめる—よみける、279 うたそへてまつれと—うたそへてたてまつれと、283 と申す文武—「ならのみか」と 右傍ニ「文武天皇」ト注ス、同 御哥也と申す—御哥也となむ申す、284 他本同—他本又同、307 ぬれぬ日そなき—ぬれぬ日はなし、329 欠、330 ゆきふりけるを—雪のふりけるを、349 昭宣公貞観十四年右大臣卅七十七年左大将四十—昭宣公貞観十四年右大臣左大将卅七十七年四十、350 「貞辰清和第七」ナシ、351 貞保一品式部卿—貞保二品式部卿、352 本康一品式部卿仁明御子延喜元薨号八条宮母從四位下紀種子—本康仁明第七一品式部卿号八条宮延喜元年薨母從四位下紀種子名虎女、355 滋春（作者注）—ナシ、357 満子内大臣高藤二女奉養延喜聖、延喜十七年從三位、延喜帝—満子内大臣高藤二女奉養延喜聖、延喜十七年從三位、

同 定国延喜八年七月薨四十—定国延喜六年、同年七月薨四十、364 文彦太子保明親王延喜三年誕生四年二月十日立太子十六年十月元服廿三年三月廿一日薨廿一本名崇象十一年改—「二月十日」・「十六年」以下ナシ、372 かつ見るからに—かつみながらに、375 すみける人をはすて、—すみける人をはすて、377 女よみていたせりける—女よみていたせりける、381 よみ人しらす—ナシ、385 さけたうへける—さけたうひける、393 作者—394 歌脱、396 しもは見る覧—しもは見ゆらむ、397 めしたりける時—めしたりける日、同 あめのいたく—あめのいたう、408 作者ナシ、411 はやふねのれ—はや舟のれ、同 さるほとに—さるおりに、417 まかりけるに—まかりける時に、同 ともにありける人—ともにありける人—、418 在原業平朝臣—なりひらの朝臣、428 のはかなめて—物はななめて、463 秋くれは—秋くれと、465 中也非汝非長（「なかし」ノ注）—ナシ、493 ふちともなき—ふちせともなき、500 したもえにせん—したもえをせむ、548 ほのうへてらす—ほのうへをてらす、556 いへりけることを—いへりけることはを、同 つかはしける—つかはせりける、560 美材（作者注）—ナシ、581 ちにはなかるれ—したにな

かるれ、582 これたかの御子の—これきたのみこの、583
 「題しらす」ナシ、584 秋のたの—秋の田（「よ」ヲスリケシ
 訂正）の、同 いふ人もなき—いふ人のなき、598 ふりいて
 つ、なく—ふりいて、なく、626 浪なれや—浪なれは、640
 籠一説チヨウ用之—籠、646 世人（こよひ）ためよ—傍書ナシ、655 「返
 し」ナシ、656 人めをよくと見るかわひしき—人めをもると
 見るかわひしき、663 いろにいてすや—いろにいてめや、669
 こきいてむ—こきいてなむ、724 融（作者注）—ナシ、728
 雄宗（作者注）—ナシ、737 「文徳源氏右大臣左大将」ナシ、
 740 延喜八年—延喜八年二月、741 「題しらす」ナシ、745
 ものらひけるあひたに—ものらいひけるあひたに、748 仲平
 延喜八年参議枇杷左大臣—仲平、768 はるけかりけん—はる
 けかりける、769 貞朝臣登備中守仁明御子—「備中守」ナシ、
 788 源宗平朝臣—源宗于朝臣、792 「題しらす」ナシ、798
 よみ人しらす—ナシ、801 むねゆきの朝臣—むねゆきのあを
 む、803 兼藝法師—ナシ、807 典侍藤原直子朝臣—典侍藤原
 なほいこの朝臣直子、809 すの、た、をむ—すかの、た、を
 む、同 今はこひしき—今はこひしと、830 仍雖不辭官前卜
 書也前後由也—仍雖不辭人前卜書也前後之由也、831 昭宣公

寛平三年正月薨五十六太政大臣関白始—「太政大臣関白始」
 ナシ、833 ねても見えけり—ねても見てけり、838 わか身と
 おもへは—わか身とおもへと、841 みふのた、みね—た、み
 ね、842 てらへ—山てらへ、843 みふのた、みね—た、みね、
 844 とふらいに（マ）—とふらひ、同 衣のそては—衣の袖の、847
 「仁明」ナシ、同 「藏人頭右近少将良岑宗貞」ナシ（但、載
 断サレタ紙端ニスリケシノ痕跡アリ）、848 身まかりて秋—
 身まかりての秋、同 嵯峨源氏融—寛平七年八月廿五日薨七
 十三、同 近衛右のおほいまうちきみ—近院の右のおほいま
 うちきみ、同 能有文徳—于時大納言右—民部卿皇太
 □—寛平七年大納言右大将民部卿皇太子傳、849 君をわか
 し—君にわかれし、852 身まかりての、ち—身まかりてのち、
 855 「題しらす」ナシ、856 たつのみはやく—たつのはや
 く、857 敦慶親王（詞書注）—ナシ、同 かのみこの—かの
 みこ、860 藤原これもり—藤原これもと、869 くにつねの朝
 臣の—くにつねの朝臣、同 「国経寛平六年五月五日任中納
 言即従三位」ナシ、同 「于時大納言右大将皇太子傳」ナシ、
 892 又はさくらあさのをふのしたくさおいぬれは—「おいぬ
 れは」ナシ、906 欠、928 おきたきつ—おちたきつ、930 たき

のおちたりける所―たきおちたりけるところ、937 いか、と、
 は、―いかにと、は、939 ほたしなりけり―ほたしなりけ
 れ、948 「よみ人しらす」ナシ、950 やとりかな―やとも哉、
 955 もの、へのよしな良名―もの、へのよしな、957 物思侍
 ける時―物思ける時、957 うきふし、なき―うきふし、けき、
 962 つのくにの―つづくに、963 返しに―返事に、964 侍
 ける時に―侍ける時、968 とはせ給ける―とはせたまへりける、
 同「伊勢」ナシ（但紙端ニスリ消シ跡アリ）、976 久しく―
 ひさしう、994 家もわるくなりゆくあひた―家もわるくなり
 行あひたに、997 文屋ありすゑ有季―文屋ありすゑ、1003 こ
 とのくるしき―ことのくるしき、1004 欠、1005 はつしくれ―う
 ちしくれ、1006 延喜七年六月八日崩卅六―ナシ、同 秋のも
 みちを―秋のもみちと、1014 「七月六日たなはたの心をよみ
 ける」ナシ、1015 「題しらす」ナシ、1017 我おほしてふ―我
 おほしといふ、1032 おもへと―おもへと、1033 作者歌1032ノ次
 ニアリ正常ノ位置ヲ指示ス、但シ「本ノマ、」トアリ単純ナ
 書誤デハナイ（前輯105頁参照）、1073 しまこきかへる―嶋こ
 きかくる、同 万葉第三云四極山打越来者笠縫之嶋榜隠棚無
 小舟―ナシ、1082 このうたは―この哥、1093 わかもたへ―わ

かもたは、1098 ことへてやらむ―ことつてやらむ、1100 加茂
 のまつり―賀茂のまつり、1105 そめとのみそ―よそめとのみ
 そ、1105ノ次 桂宮下―ナシ、1106 奥山のすかのねしのきふる
 雪下―奥すかのねしのきふる雪下、1108 あめのみかと―あめ
 のみかとの

以上のように異同箇所は多数に上るが、多くは本書の単純な
 誤りで、全体として本文が良くないことが見てとれる。しかし
 ながら、後述の二本の貞応元年本と比較すると明らかに共通す
 る本文を有しており、さらに、定家の施した勘物については、
 定家本間の異同が本文より著しいこともあつて顕著な性格を認
 めることが出来る。それらについてはまとめて述べることにす
 る。

イ、国立歴史民俗博物館蔵（H―六〇〇―一一七七）本（高
 松宮旧蔵）

古今和詞集二十卷

文永十年（一二七三）写・伝二条為世筆 一帖

綴葉装。茶色地梅花丹繡梅枝緑繡裂表紙（二四・四×一五・
 八糎）。相当の古裂なれどやはり改装か。見返し、淡茶色地藤

花等金銀泥切箔砂子散。外題なし。料紙、斐紙（一部中打ちあり）。墨付、一七九丁。遊紙、前一丁、後なし。字面高さ、約二・三糎。每半葉九行。和歌二行書。内題、「古今和謬集卷第一（一三、六、十一、十五―十八）」「古今和歌集卷第四（五、七―十、二十一―二十四、十九、二十）」。

奥書、墨滅歌の次に

書本云イ无

此集家ニ所レ称雖ニ説ミ多シ且ニ任ニ師説ニ又加シ了見一、為レ備後後学之證本ニ不レ顧ニ老眼之ノ不堪ニ手自書レ之、近代僻案之好士等（イ）以ニ書生之失錯（写）称ニ有識之秘事（写）、可レ謂ニ道之ノ魔性（性）、不レ可用レ之、但如レ此用捨只可レ隨ニ其ノ身之所好（好）、不レ可レ存ニ自他之差別、志同者可レ隨レ之

貞応元年十一月廿日

（年七月廿日 日安美イ）
戸部尚書藤在判

後朝以人令讀合書入落字了

以下子
任三編抄為秘定本
寛元二年十月八日以京極中納言入道／自筆之本書写比較畢、云文字云書様聊不相遠書本所写留也於当道最可秘重者乎

文永十年六月六日書写之

同十一年卯月廿八日以同證本比交了

印記なし。

卷十一以下に朱声点を付す。朱合点あり。卷十六―十八ことに多し。他に墨合点、異本校合あり。

箱書に「古今和歌集為世卿筆
貞応元年本之写（也）」とある他、折紙と書状各一通が付されている。

折紙は「古今集折紙」と上書し、

古今和歌集全部 一冊

右為世卿正筆／無疑見事存候／尤可為御秘藏者也

藤谷中将

天味三

初春仲旬 為（花押）

とある。藤谷中将は為茂（当時は為教、承応三年―正徳三年、六十歳）。

書状は包紙に「古今集添手帑」と上書し、本文は、

古今集被遣段／一覽候、別紙書付之通正筆にて御座候／以

上、恐惶謹言（コノ一行難説）

十月廿七日

古今集一冊 全部

二条家為世卿筆

とある。なお、裏左下隅に「古筆了音」と墨書する。

本書は巻頭に仮名序を置き、本文、墨減歌、奥書となり、真名序はない。

本書は奥書に見るように貞応元年十一月廿日定家奥書本である。定家自筆本を何人が寛元元年（一二四三）に転写し、さらにそれを文永十年（一二七三）に書写したものである。書写年代は文永十年として差支えない。従って次行の文永十一年奥書の言う證本との比交は本書になされたものである。「以同證本「比交了」の意味は底本ともう一度校合し、見直しをしたと解されなくもないが、ここでは、奥書に校合されている貞応二年本をさし、それと校合したというのではあるまいか。本文中にもそれに対応すると思われる「イ」によって示される異本校合がある。なお、本稿では校合については以下検討の対象としない。

なお、本書奥書の中、寛元元年の奥書までは、ア、建長八年寂恵奥書本と同一である。奥書を信ずれば両者はともに寛元元年奥書本に発していることになる。

さて、本書には落丁（截取）がある。瀧長歌の中途「ちりの身に」以下と全全てが欠落しており、これは丁度一丁分に当る。

装訂状態を検べると、綴葉装の最終第八折が本来十枚二十丁あって、最終丁が裏表紙見返し中に貼込まれる形態であったのが、それに対応する初一丁が截取られたため、装訂が不安定になり、それを防ぐため、終りから二丁目の遊紙を截除し、残された右半一丁（最終折の初丁になったもの）を最終丁（見返し裏貼込の二丁）につないで補強していることが判明する。

本書の貞応二年本との主な異同は次のとおりである。上段が本書、下段が貞応二年本である。

仮名序 ちはやふる神世に―ちはやふる神世には、同 おほさ、きのみかと―おほさ、きのみかとの、同 ある花をそふとて―あるは花をそふとて、同 よしの、山さくらは―よしの、山のさくらは、同 万えふしふ―万えうしふ、同 御忌に―御国忌に、同 おふしちちのみつね―おふしかうちのみつね、同 うたのさまをもしり―うたのさまをしり、8 文室やすすひて―文屋やすすひて、12 近院右大臣子―近院右大臣男、13 小字補入、15 「葉平朝臣男」ナシ、17 18 19の排列―17 19 18の排列、36 笠にぬふといふ―笠にぬふてふ、53 さくらをよめる―さくらを見てよめる、56 みわたては―みわたせは、59 おほせられしとき―おほせられし時に、同

さきにけらしな—さきにけらしも、74 文徳第二母従五位上
 静子紀名虎女—文徳第一母従五位上紀種子名虎女、77 うり
 んにて—うりむるんにて、80 わつらひける時—わつらひ
 ける時に、83 さくらのことく—さくらのこととく、101
 「寛平御時きさいの宮の哥合のうた」ナシ、108 みやすん所
 家—みやすん所の家に、同 藤原のちかけ後藤藏人石少将
中納言有徳子
 藤原後藤藏人石少将
中納言有徳男、120 ふちの花の—ふちの花、125
清友贈太政大臣
嵯峨后父
 ナシ、126 左注「又はあはれてふことをかれ
 いひにつ、みもて」アリ、134 亭子院の哥合の—亭子院の哥
 合に、143 き、てよめる—き、て、157 夏のよよの—夏の夜を、
 159 歌160 詞書作者脱、166 雲のいつくに—雲のいつこに、179
 なぬかの日—なぬかの日の夜、189 「母同寛平」ナシ、211
 人まろかうた也と—人まろか也と、227 ならへまかりけると
 き—ならへまかりける時に、230 本院賜太政大臣—本院贈太
 政大臣、256 いろつきにけり—うつろひにけり、272 きくう
 へたりけるによめる—きくうへたりけるをよめる、同 延喜
 元年以後贈位以前也仍註姓朝臣書之（「書之」二字後補）—
 延喜元年以後贈位以前仍姓朝臣書也、275 思し菊を—思し花
 を、276 よめる—よみける、278 うたあはせの—一家の哥合の、

279 めしけるとき—めしける時に、283 となん申す文武—
 「ならのみかと」右傍ニ「文武天皇」ト注ス、284 他本同—
 他本又同、292 うむりむるん—うりんるん、293 せそい—そ
 せい、307 ぬれぬ日そなき—ぬれぬ日はなし、332 見て—見
 てよめる、342 おほせられし時—おほせられし時に、349 ま
 とふかに—まかふかに、353 君にそしめん—きみにはしめん、
 355 在原しけはる滋春—「滋春」ナシ、357 延喜聖主—延喜
マヤ
 聖、同 従二位—従三位、368 みちのくにの—みちのくの、
 同 まかりける時—まかりける時に、372 かつみるからに—
 かつみながらに、375 すみける人をは—すみける人を、394
 きまとまるへく—立とまるへく、397 あめのいたく—あめの
 いたう、399 わかれけるときに—わかれけるに、409 このう
 た—このうたは、417 ともにありける人—の—ともにあり
 ける人—、418 在原業平朝臣—なりひらの朝臣、431 きゆ
 とみゆらん—きゆと見つらむ、455 おほえのたかつねかむす
 め（作者注）—ナシ、463 秋くれは—秋くれと、465 中也非
 汝非長—ナシ、532 おきつにも—おきへにも、556 いへりけ
 ることを—いへりけることはを、同 つかはしける—つかは
 せりける、560 美材（作者注）—ナシ、567 我はなりぬる—

われはなりける、584 秋のよの―秋の田(「よ」ヲ訂正)の、
 595 しろたへの―しきたへの、598 ふりいてつ、なく―ふり
 いて、なく、626 浪なれや―浪なれば、647 夢にいくらも―
 ゆめにいくかも、656 人めをよくと―人めをもると、671 こ
 の哥―このうたは、714歌小字書入、724 融(作者注)―ナシ、
 728 雄宗(作者注)―ナシ、739 「説人しらすイ」小字書入、
 748 仲平延喜八年参議―仲平、754 あまたなれば―あまたあ
 れは、769 貞朝臣登備中守
仁明御子(作者注)―「備中守」ナシ、783
 心のこのはに―心このはに、798 よみ人しらす―ナシ、801
 むねゆきの朝臣―むねゆきのあをむ、803 兼藝法師―ナシ、
 807 典侍藤原直子朝臣―典侍藤原なほいこの朝臣直子、813
 いつくをしのお―いつくをしのお、824 よそにしき、し―よ
 そにそき、し、825 「又はこなたかなたに人もかよはず」ナ
 シ、830 「忠仁公」ナシ、同 仍雖不辭官前卜書也前後由也―
 仍雖不辭人前卜書也前後之由也、833 ねても見えけり―ねて
 も見てけり、838 身まかりにける時―身まかりにける時に、
 843 侍けるを―侍ける人を、844 「よみ人しらす」小字書入、
 同 衣の袖は―衣の袖の、846 てる日のくれも―てる日のく
 れし、847 「仁明」ナシ、849 君をわかれし―君にわかれし、

852 身まかりての、ち―身まかりてのち、853 利基(詞書注)
 ―ナシ、857 かのみこの―かのみこ、859 こ、ちの―こ、ち、
 860 わか身の草に―わか身もくさに、869 くにつねの朝臣の―
 くにつねの朝臣、874 おほみきのおほみきの―おほみきの、
 同 御子むありつるを―さなむありつると、877 山のあなた
 に―山のおなたも、884 さけのみ―さけのみ、892 又はさ
 くらあさをふのしたくさおいぬれば―「おいぬれば」ナシ、
 900 伊豆内親王―伊登内親王、907小字書入、915 まちわたり
 けれ―まちわたりつれ、920 おはしましたりける―おはし
 ましたりけり、924 かる人もなき―、る人もなき、930 たき
 のをちたりける所―たきおちたりけるところ、同 惟高親母―
 惟喬のみこの母、同 をつとはきけと―おつとは見れと、937
 いか、と、は、―いかにと、は、952小字書入、965小字書入、
 969 「むまのはなむけせんとてけふといひをくれりける時に」
 小字書入、994 こと心や―こと心もや、997 文屋ありすゑ有
 季―文屋ありすゑ、1003「ちりの身に」ヨリ1004マデ脱(二丁落
 丁)、1005 はつしくれ―うちしくれ、1022 た、るにし我は―
 た、るに我は、1027 我おほしてふ―我おほしといふ、1045 は
 なちすてたる―はなちすてつる、1048 平中興なまき―「なか

き」ナシ、1050。「なかき」小字書入「なかき、1051。「伊勢」

小字書入「伊勢、1082 このうたは—この哥、1105ノ次 桂宮下—
ナシ、1106 奥山のすかのねしのき—奥すかのねしのき

主な異同は以上の通りである。やはり誤字と覚しきものが目立つほか、校合により本来の本文が見分け難くなっている箇所があるが、それなりに、ア、建長八年寂恵奥書本と一致している点もあり、貞応元年本文を推定する一資料となりうる。個々の本文については三本まとめて考察することとする。

ウ、国文学研究資料館初雁文庫蔵（二二—一九）本

古今和歌集二十卷

承応三年（一六五四） 沢田言崇写

一冊

袋綴。海松色地菱形繫織文様裂表紙（二二・四×一五・三糎）。

外題、左肩打曇題簽「古今和歌集」。料紙、薄手斐紙。墨付、一六九丁。遊紙なし。字面高さ、約一八・〇糎。每半葉、真名序十二行、仮名序、本文九行。和歌一行書。内題、「古今倭歌集序」（真名序）、「古今和歌集卷第一」（二十）。

奥書、墨滅歌の次に

此集家々所レ称雖「説々多」且任「師説」又、^{（イ）}為レ備「後学之

證本「不顧」老眼之不堪^{（マ）}乎／自書^{（セ）}。近代僻案之好士等以書生之失錯／称「有識之秘事、可レ謂「道之魔姓、不レ可レ用レ之、但如此用捨只可レ隨「其身之所」好、不レ可レ存「自他之差別、志同道合可レ隨」之

貞応元年十一月廿日 戸部尚書藤在判

後朝以「人令」読合「書」入落字「了

^{（イ）}傳「于嫡孫」可レ為「将来之證本」

・コノ箇所ニツイテ頭書「如了見」トシ、更ニ「加」ト注記。「加」字トソノ下ノ右側ノ「イ」朱書。又「書」字ノ下「。」朱書。

延文元年十二月不レ慮相「伝之」／翌日校「合所持之本」之処「云文」字仕「云字声」無「相違、可レ秘藏」ト

法印大和尚位仲顯判

校合畢

墨付合百六十五枚在レ之

真名序私ニ書入三枚加了

（以下二行小字）

定家卿自筆ヲ直ニ写本ト為家自筆ノ本トヲ以テ校合之本ニテ重／読合畢

（以下六行小字朱）

嘉祿二年四月九日戸部尚書

于レ時類齡六十五寧堪_レ右筆_レ哉

以_レ京極中納言自筆之本不_レ改_二一字_一写_レ之者也

桃華老人在判

右以_レ此奥書_{（オウショ）}重而校合加_二朱点_一相違之処直付訖

已上是_二テ三度校合畢_一

以_二右本_一無_レ相違書写_二之_一早

皆寛永七年季秋初八

足立氏孝興

以_二右本_一行数字文字賦仮名仕真名仮名之書分并_レ朱点等迄

不_レ改_二一字_一書写_二之_一再三_レ校合畢

皆承応三年孟夏初七

後改_{（後改）}沢田氏言崇（花押）

右定家卿自筆之本稲葉丹後守殿所持之_レ処堀尾山城守殿母儀

長松院殿有_レ御所望_二而_レ令_レ書写_二之_一給、其筆者山城守殿家臣

／足立七左衛門孝興為_レ私窃写_レ之令_二秘藏_一／孝興山城守殿家断

絶之後酒井讃岐守忠勝_レ為_二仕官_一、予亦因_レ彼而令_二懇望_一令_レ書

写_二之_一早

沢田氏言珍

加_二此奥書_一

印記、巻頭に、「押小路文庫」「西下_レ蔵書」「朱印」。

朱墨校合、朱声点あり。「右古今和歌集師主権僧正盛彦大和上所持遺弟深盛誌」の札を付す。

巻頭より、真名序、仮名序、本文、墨減歌、奥書の順となっている。

この本は奥書が複雑で理解し難いところがある。

最初の定家奥書により、本書が貞応元年十一月廿日奥書本であることは明らかである。他本との比較から貞応元年奥書には「後朝云々」の一行も含まれる。

次行の「イ本ニ云々」はやや小字で書入れられていて唐突であるが、貞応二年七月廿二日定家奥書本の一部であるから、校合本の中にそれが含まれていることを示すのであろう。

ついで延文元年（一二五六）仲顕奥書がある。この奥書によれば、仲顕は定家自筆本を相伝し、加証したと認められる。

末尾の沢田言珍の追奥書を信ずれば、定家自筆本は寛永七年

（一六三〇）まで伝わっていて、それを足立孝興が書写したことになるが、足立孝興書写の際の底本が定家自筆本であったことには疑問がある。なぜなら、そのことを延べているのは言珍

の追奥書のみで、足立孝興奥書にも承応三年の言崇（言珍）奥書にも何らその点にふれていないのは不審である。また、相当

厳密に書写した様子であるのに、定家、仲頭の花押は模写されておらず、省略の仕方も前者が「在判」、後者が「判」と一致していない。これは既に前段階で転写されていたことを物語るのではあるまいか。従って、足立孝興書写の際の底本は定家自筆本でなかった可能性が高いと考える。

さて、延文元年仲頭奥書と寛永七年足立孝興奥書の中に三種の校合奥書が存在する。最初のものは大字墨書、次のものは小字墨書、最後のものは小字朱書である。

これらは既に足立孝興書写の際の底本に存在したと考えるのが順当であるが、疑問がないわけではない。たとえば、第一の校合奥書に見える丁数が本書と同一であることである。しかし、足立孝興、沢田言崇両者とも底本に相違なく書写したと述べており、また貞応元年本本来のものと認められない真名序三丁についても、本書の段階において後から書写されたものとは認められないので、足立孝興書写の際の底本以来丁数に変化がないとすることも出来よう。

また、本書の校合は少なくとも墨で二本、朱で一本（これは嘉禄本と見られる）の三本以上で行われているが、必ずしも順次書入れられたようには見えず、校合は転写であるとした方が

よいように思われる。もともと、この点が正しくとも、足立孝興が独自に校合した可能性はまだ存在することになるが、相当に苦心して書写した本に多くの校合をしたか否か疑問である。

最終的な結論は保留するが、本書に見える校合は足立孝興書写段階で既に底本に存在したと考えるのが有力と思われる。

そこで校合奥書の内容であるが、最後の朱書の奥書末尾に「已上是ニテ三度校合畢」と見えている。「三度」とは、真名序を加え、丁数を記した「校合畢」とあるもの、定家自筆本を直に写せる本と為家自筆の本とで校合した本との校合、桃華老人（二条兼良）の奥書を有する嘉禄本との校合、以上三度の意味であろう。本書における朱書校合は嘉禄本との校合と思われるが、複数の墨書の校合はいかなる本によったものか明らかでない。

さて、仲頭奥書を有する貞応元年十一月廿日定家奥書本（定家自筆本と称される場合もあつたらしい）は近世初期には稲葉丹後守が所持しており、これを堀尾山城守の母長松院が所望して、山城守の家臣足立孝興に書写させた。孝興はその際、自分に秘かにもう一本書写し、本書の筆者沢田言崇（後に言珍と改名）は、堀尾家断絶の後酒井忠勝に仕えた孝興と知遇を得て

書写することを得たということになる。^③

本書について、『初雁文庫主要書目解題』（昭56刊）が言崇書写本の転写本とするのは、言崇の署名の傍に「後改言珍」と注記するのを不審としたのかもかもしれないが、改名した言珍が自ら注したと解すればよく、言崇書写本そのものと見てよいであろう。

本書には奥書にあるように複数回にわたって校合がなされており、しかも、それらが書写面において十分区別出来ないが、本稿では校合についてはこれ以上ふれないこととする。ただし、校合のため、本来の本文が不明確になっている箇所が見えされる。

本書の貞応二年本との主な異同は次のとおりである。上段が本書、下段が貞応二年本である。

仮名序 わきかたかりほうしーわきかたかりけらし、同 このふた哥ーこのふたうたは、同 このうたにてかなへりともーこのうたよくかなへりとも、同 古注「たらちめの……これにはかなふへからん」本行大字、同 わかれむとはーわかれむ事は、同 ほとこ山のーおとこ山の、同 これよりさきのーこれよりさきの、同 万えふしふー万えうしふ、同 うたの

さまをもしりーうたのさまをしり、8 文屋^室やすひてー文屋やすひて、12 近院右大臣ー近院右大臣男、15 「業平朝臣男」ナシ、17 18 19の排列ー17 19 18の排列、36 四十四ー冊四、同 笠にぬふといふー笠にぬふてふ、50 人しすさめぬー人もすさめぬ、52 清和母后明子太皇太后宮昌泰三年正月一日崩七十二忠仁公女ー清和母后明子昌泰三年正月一日崩七十二大皇太后宮、同 忠仁公撰政始ー忠仁公撰政太政大臣、59 さきにけらしなーさきにけらしも、74 惟高文徳第一母従五位上静子紀名虎女ー惟喬文徳第一母従五位上紀種子名虎女、81 御河水也大内ニありーナシ、同 延長元年哥也追入ーナシ、同 おちてし水のーおちても水の、83 さくらのことくーさくらのこととく、90 平城天皇也ー平城天皇、108 みやすん所家にーみやすん所の家に、同 藤原のちかけ^{後藤藏人石少将}藤原後蔭^{藏人石少将}中納言有惣子^{藤原有惣子}花、123 あやなくさきそーあやな、さきそ、125 清友贈太政大臣嵯峨后父ーナシ、134 亭子院の哥合のー亭子院の哥合に、143 き、てよめるーき、て、157 みれはあさきぬるーみれはあけぬる、189 「母同寛平」なし、208 わかことにーわか、と、213 思つ、ねてー思つらねて、217 などのさやけきーを

とのさやけさ、230 本院—本院贈太政大臣、256 いろつきに
 けり—うつろひにけり、272 きくうへたりけるによめる—き
 くうへたりけるをよめる、同 延喜元年以後贈位以前也仍□
 姓朝臣—延喜元年以後贈位以前仍姓朝臣書也、275 おもひし
 菊を—思し花を、283 となむ申す文武本マ、—「ならのみか」と
 右傍ニ「文武天皇」ト注ス、284 他本同—他本又同、307 ぬ
 れぬ日そなき—ぬれぬ日はなし、314 龍田河—龍田河、324
 所しわかす—ところもわかす、351 貞保一品式部卿—貞保二
 品式部卿、352 本康一品式部卿延喜元薨号八条宮母從四位下
 紀種子—本康仁明第七一品式部卿号八条宮延喜元年薨母從四
 位下紀種子名虎女、357 満子内大臣高藤女延喜十七年從二位
 奉養延喜帝城満子承平七年薨六十五定国延喜八年七月薨四十—
 満子内大臣高藤二女奉養延喜聖^マ 延喜十七年從三位 定国延
 喜六年 同年七月薨四十、364 (前略) 四年二月十日立太子
 十六年十月元服廿三年三月廿一日薨廿一本名崇象^ニ十一年改—
 (前略) 四年立太子、卷八部立 離利哥—離別哥、392 いふ
 さりつかた—ゆうさりつかた、394 君とまるへく—立とまる
 へく、397 あめのいたく—あめのいたう、399 わかれける時
 に—わかかれけるに、417 ともにありける人—の—ともにあ

りける人—、418 在原業平朝臣—なりひらの朝臣、431 き
 ゆとみゆ覽—きゆとみつらん、463 秋くれは—秋くれと、465
 中也非汝非長—ナシ、469 あやめし、らぬ—あやめもしらぬ、
 490 いつとしわかぬ—いつともわかぬ、527 うきねにそ—う
 きねには、532 おきつにも—おきへにも、545 ゆふさは—
 ゆふさは、556 いへりけることを—いへりけることはを、
 同 つかはしける—つかはせりける、584 秋のよの—秋の田
 (「よ」ヲ訂正) の、589 つかはしける—よみてつかはしける、
 598 ふりいてつ、なく—ふりいて、なく、616 もの、いひて—
 ものらいひて、626 立帰けん—たちかへりける、630 しらす
 とそいはん—しらすとをいはむ、640 寵^{一説ウツク}—寵^{一説チヨウ用之云}、
 647 夢にいくらも—夢にいくかも、同 まさらさりける—ま
 さらさりけり、656 人めをよくとみるかわひしき—人めをも
 ると見るかわひしき、672 あらはれにける—あらはれにけり、
 680 見され見すされ—見まれ見すまれ、724 融(作者注)—
 ナシ、733 ありとうきなむ—あわとうきなむ、737 「文徳源
 氏右大臣左大将」ナシ、740 延喜八年—延喜八年二月、745
 もの、いひける—ものらいひける、748 延喜八年參議仲平批
 杷左大臣—仲平、769 貞朝臣登備中守仁明御子—「備中守」

ナシ、798 よみ人しらす—ナシ、801 むねゆきの朝臣—むねゆきのあをむ、807 典侍藤原直子朝臣ナホイコ—典侍藤原なほいこの朝臣直子、827 けぬるあれとも—けぬるあわとも、830 仍雖不辭官前ト書也前後由也—仍雖不辭人前ト書也前後之由也、831 昭宣公寛平三年正月薨五十一—太政大臣関白始—昭宣公寛平三年正月薨五十六、833 ねても見えけり—ねても見えてけり、838 身まかりにける時—身まかりにける時に、844 衣の袖は—衣の袖の、847 「仁明」(詞書注) ナシ、848 嵯峨源氏融—ナシ、同 能有文徳源氏于時大納言右大將民部卿皇太子儀—寛平七年大納言右大將民部卿皇太子傳、同 ぬしなきやとそ—ぬしなきやとは、849 君をわかれし—君にわかれし、852 身まかりての、ち—身まかりてのち、853 「利基 高藤公 兄」アリ、857 敦慶親王(詞書注)—ナシ、859 こ、ちの—こ、ち、862 もてまうて—もてまかりて、869 くにつねの朝臣の—くにつねの朝臣、同 「国経」ナシ、同 中納言—任中納言、同 「于時大納言右大將皇太子傳」ナシ、870 侍ける身—侍けるを、880 み恒—みつねか、892 又はさくらあさのをふのしたくさおいぬれは—「おいぬれは」ナシ、900 伊豆内親王—伊登内親王、918 にきれとも—きたれとも、920

「敦慶也後式部卿」アリ、927 たちはなのなかもち—たちはなのなかもり、936 事あれは—事しあれは、937 いか、と、は、—いかにと、は、、960 なつけ、む—なつけつ、、962 つのくにの—つのくに、1003 ひとつこ、ろに—ひとつこ、ろそ、1005 はつしくれ—うちしくれ、1006 延喜七年六月八日崩卅六—ナシ、1014 よめる—よみける、1027 我おほしてふ—我おほしといふ、1069 日本記—日本紀、1082 このうたは—この哥、同 御門—御へ、以下 1083 1084 1085 1086 ノ「御へ」全テ「御門」ト誤ル、1101 よるとよむなり—よひとよむなり、1105 ノ次 宮下—ナシ、1106 奥山のすかのねしのきふる雪下—奥すかのねしのきふる雪下

本書も誤写とおほしき箇所が多いが、ア、建長八年寂恵奥書本、イ、国立歴史民俗博物館蔵本と一致する箇所があり、それは貞応元年本の特長と考えうる。

ここで三本の特徴をもとに貞応元年十一月廿日定家奥書本の本文について考えたい。

まず、全体としては、真名序はなく、仮名序、本文、墨滅歌、奥書の形態をとる。歌数は他の定家本と同じく、本文千百首、

墨滅歌十一首である。但し、ア、建長八年寂恵奥書本の906及び907歌の欠脱は単なる誤脱と言い難い点もあり、イ、国立歴史民俗博物館蔵本に907が小字書入であること、思文閣本が908を欠脱するとされること等から、この箇所は何らかの問題があつたことがうかがわれる。つまり、本来歌数が諸本と同一であつたことは間違いないとしても、定家自筆本に書入、貼紙等で書かれていたり、この箇所に損傷があつたりしたため混乱を生じた可能性が考えられる。

また、排列は他の定家本と同一であり、巻一においては171819の排列をとり、貞応二年七月廿二日定家奥書本とは異なる。そもそも、171918の排列をとる貞応二年本は異例である。以下具体的に本文を検討する。三本共通の異同はおそらく貞応元年本にそのようであつたと考えてよいであろう。

- 1、仮名序 万えふしふ―万えうしふ
- 2、仮名序 うたのさまをもしり―うたのさまをしり
- 3、15 「業平朝臣男」ナシ
- 4、171819の排列―171918の排列
- 5、36 笠にぬふといふ―笠にぬふてふ
- 6、59 さきにけらしな―さきにけらしも

- | | | |
|-----|-----|--|
| 7、 | 74 | 母従五位上静子紀名虎女―母従五位上紀種子名虎女 |
| 8、 | 108 | みやすん所家に―みやすん所の家に |
| 9、 | 108 | 藤原のちかけ <small>後藤藏入右少将 中納言有穂子</small> ―藤原後藤 <small>藏入右少将 中納言有穂男</small> |
| 10、 | 120 | ふちの花の―ふちの花 |
| 11、 | 125 | <small>清友贈太政大臣 嵯峨后父</small> ―ナシ |
| 12、 | 134 | 亭子院の哥合の―亭子院の哥合に |
| 13、 | 143 | き、てよめる―き、て |
| 14、 | 189 | 「母同寛平」ナシ |
| 15、 | 256 | いろつきにけり―うつろひにけり |
| 16、 | 272 | きくうへたりけるによめる―きくうへたりけるをよめる |
| 17、 | 272 | 延喜元年以後贈位以前也仍注姓朝臣―延喜元年以後贈位以前仍姓朝臣書也 ^⑤ |
| 18、 | 275 | 思し菊を―思し花を |
| 19、 | 283 | となむ申す文武 ^⑥ ―「文武」ノ代リニ「ならのみかと」 |
| 右傍ニ | | 「文武天皇」ト注ス |
| 20、 | 284 | 他本同―他本又同 |
| 21、 | 307 | ぬれぬ日そなき―ぬれぬ日はなし |
| 22、 | 357 | 延喜十七年従二位―延喜十七年従三位 |

- 23、 397 あめのいたく—あめのいたう
- 24、 417 ともにありける人—の—ともにありける人—
- 25、 418 在原業平朝臣—なりひらの朝臣
- 26、 463 秋くれは—秋くれと
- 27、 465 中也非汝非長(「なかし」ノ注)—ナシ
- 28、 556 いへりけることを—いへりけることはを
- 29、 556 つかはしける—つかはせりける
- 30、 598 ふりいてつ、なく—ふりいて、なく
- 31、 656 人めをよくと—人めをもると
- 32、 724 融(作者注)—ナシ
- 33、 769 貞朝臣登備中守仁明御子—「備中守」ナシ
- 34、 798 よみ人しらす—ナシ
- 35、 801 むねゆきの朝臣—むねゆきのあをむ
- 36、 807 典侍藤原直子朝臣—典侍藤原なほいこの朝臣直子
- 37、 830 仍雖不辭官前卜書也前後由也—仍雖不辭人前卜書也
- 前後之由也
- 38、 833 ねても見えけり—ねても見^えてけり
- 39、 844 衣のそては—衣の袖の
- 40、 847 「仁明」(詞書注)ナシ

- 41、 849 君をわかれし—君にわかれし
- 42、 852 身まかりての、ち—身まかりてのち
- 43、 869 くにつねの朝臣の—くにつねの朝臣
- 44、 892 又はさくらあさのをふのしたくさおいぬれば—「お
いぬれば」ナシ
- 45、 937 いか、と、は、—いかにと、は、
- 46、 962 つのくにの—つのくに
- 47、 1005 はつしくれ—うちしくれ
- 48、 1027 我おほしてふ—我おほしといふ
- 49、 1082 このうたは—この哥
- 50、 1105 ノ次 桂宮下—ナシ
- 51、 1106 奥山のすかのねしのきふる雪下—奥すかのねしのき
ふる雪下
- 次に二本が一致して貞応二年本と異なるものを列挙する。ア
(寂)、イ(高)、ウ(雁)の略号で示すこととする。
- 52、 仮名序 おほさ、きのみかと(寂高)—おほさ、きのみ
かとの
- 53、 12 近院右大臣子(寂高)—近院右大臣男
- 54、 52 忠仁公撰政始(寂雁)—忠仁公撰政太政大臣

- 55、74 文徳第二(寂高) — 文徳第一
- 56、83 さくらのことく(高雁) — さくらのことく
- 57、90 平城天皇也(寂雁) — 平城天皇
- 58、123 あやなくさきそ(寂雁) — あやな、さきそ
- 59、166 雲のいつくに(寂高) — 雲のいつくに
- 60、211 柿本の人まろかうた也と(寂高) — かきのもとの人まろか也と
- 61、230 本院(寂雁) — 本院贈太政大臣
- 62、276 よめる(寂高) — よみける
- 63、351 貞保一品式部卿(寂雁) — 貞保二品式部卿
- 64、355 滋春(作者注)(寂高) — ナシ
- 65、357 延喜八年七月薨四十(寂雁) — 延喜六年(747)同年七月薨四十
- 66、364 文彦太子保明親王延喜三年誕生四年二月十日立太子十六年十月元服廿三年三月廿一日薨廿一本名崇象十一年改(寂雁) — 「二月十日」・「十六年」以下ナシ
- 67、372 かつ見るからに(寂高) — かつみながらに
- 68、375 すみける人をはすて、(寂高) — すみける人をして、
- 69、394 きみとまるへく(高雁、寂ハ欠脱箇所) — 立とまる

- へく
- 70、399 わかれけるときに(高雁) — わかれけるに
- 71、431 きゆとみゆらん(高雁) — きゆと見つらむ
- 72、532 おきつにも(高雁) — おきへにも
- 73、560 美材(作者注)(寂高) — ナシ
- 74、584 秋のよの(高雁) — 秋の田(「よ」ヲスリケシ訂正)
- 75、626 浪なれや(寂高) — 浪なれば
- 76、640 寵説ウツク⁽⁸⁾説チヨウ用之(寂雁) — 寵
- 77、647 夢にいくらも(高雁) — ゆめにいくかも
- 78、656 見るかわひしき(寂雁) — 見るかわひしさ
- 79、728 雄宗(作者注)(寂高) — ナシ
- 80、737 「文徳源氏右大臣左大将」ナシ(寂雁)
- 81、740 延喜八年(寂雁) — 延喜八年二月
- 82、748 仲平延喜八年参議枇杷左大臣(寂雁) — 仲平
- 83、803 兼藝法師(寂高) — ナシ
- 84、838 身まかりにける時(高雁) — 身まかりにける時に
- 85、857 敦慶親王(詞書注)(寂雁) — ナシ
- 86、857 かのみこの(寂高) — かのみこ

87、859 こ、ちの（高雁）——こ、ち

88、869 「于時大納言右大将皇太子傳」ナシ（寂雁）

89、900 伊豆内親王（高雁、寂コノ注ナシ但、紙端截断カ）——

伊登内親王

90、930 たきのおちたりける所（寂高）——たきおちたりける

ところ

91、997 文屋ありすゑ有季（寂高）——文屋ありすゑ

92 1006 延喜七年六月八日崩卅六（寂雁）——ナシ

以上で貞応元年本文の特徴は、概略示しえたと考える。本より転写本三本、そのいずれもが他本と校合されているため、どの程度純粋な本文を保持しているか疑問もあり、十分な結果は出ていない。今後、更なる貞応元年本と校合することで、一層明確にすることが出来ると考える。

また、従来定家本間の異同について検討がなされる場合、本文（序の本文も含めて）の異同に限られる傾向があるように見受けられる。定家の勘物は古今集の原本（これが一本とは思われないことは諸先学の夙に説くところであるが）本文に遡るには何の関係もない事柄には違いないが、定家の研究意識の進展

という観点からは無視すべきではない。些細な勘物の異同も定家本諸本の比較検討の際には無視出来ないと考えるが、本稿は既に本題から外れた記述が余りにも長くなっているので、その点は何の機会に考えたい。

付

注（2）で述べたように、貞応元年十一月廿日定家奥書本には、最も早く紹介された池田亀鑑氏旧蔵東海大学附属図書館桃園文庫現蔵本がある。該本は未見であるが、桃園文庫影印叢書により簡単に所見を述べることにする。

該本は三条西公正氏は「応永頃」、影印叢書解題（執筆村瀬敏夫氏）は「室町期を下らないことは確か」とされる古写本である。仮名序、本文、墨滅歌、真名序、奥書で構成され、末尾の奥書は次のようになっている。

書本云 此集家々所稱雖説多且任師説又加了三見／為備後学之證本不願老眼之不堪手自書之、近／代僻案之好士等等以書生之失錯之稱有識之／秘事、可謂道之魔性、不レ可用之、但如此用捨只可レ隨其身之所好、不レ可レ存自他之差別、志同者可レ隨之

貞応元年十一月廿日戸部尚書藤在判

後朝以レ人令レ誦合書ニ入落字了」

安貞之比書写本不慮紛失、仍重借請入道中ノ納言本自筆貞

永元年八月廿日仰^レ或事生^レ写^レ之即ノ校合、其後時移事變雖^レ

交^レ山林志猶在^レ斯、仍今以^レ同自筆之他本^レ校合者也、而

本之文字仕双写^レ之ノ還以無^レ益歟

貞応二年七月廿二日癸亥戸部尚書藤原

これを見ると、本書は貞応元年十一月廿日定家奥書本であり、

某が貞永元年（一二三二）八月廿日に人をして書写校合せしめ、

さらに後年貞応二年七月廿二日定家奥書本で校合したことになる。

本書に見える異本校合はそれに当るかのごとくである。

しかしながら、本書本文は必ずしもそのようなものであるとは認められない。

すでに影印本の解題中で村瀬氏が、西下経一氏『古今集の伝

本の研究』中で、貞応元年本が嘉禄本と一致し、貞応二年本と

異なるとされた十四箇所において、本書の本文と比較され、

「同じ貞応元年本ながら本書は十四箇所中七箇所まで相違して

おり、しかも相違する七箇所中五箇所は貞応二年本（貞応本）

と一致している。残る二箇所は他本にもない独自本文で注目さ

れるが、要するに他の貞応元年本に比べれば、貞応本化の進ん

だ本ということができよう。これは前述したように、貞応本と

校合したことがこの傾向を進める因となったのだろう。」（307頁）

と指摘され、その他独自本文も有するとされている。

ここであらためて前掲の三本一致の異同箇所（1～51）及び

二本一致の異同箇所（52～91）について本書本文と比較すると

次のようになる。

まず三本一致の異同箇所においては次のようになる。

本書本文が三本に一致するもの—4 6 11 12 15 21 22 24 28 30 31

32 33 35 38 40 46 48 49 51の二十箇所

本書本文が貞応二年本に一致するもの—1 2 3 5 7 8 9 10

13 14 16 17⁹ 18 19 20 23 25 26 27 29 34 36 39 43 44 45 47の二十七箇所

本書本文がいずれとも一致しないもの—37 41 42 50の四箇所

ついでに二本一致の異同箇所においては次のようになる。

本書本文が二本と一致するもの—57 58 62 63 70 71 76 77 82 87 92

の十一箇所

本書本文が貞応二年本と一致するもの—52 53 54 55 56 59 60 61

64 67 68 69 72 73 74 75 78 79 80 81 83 84 86 89 90 91の二十六箇所

本書本文がいずれとも一致しないもの—65 66 85 88の四箇所¹⁰

以上を見ると本書の本文は他の貞応元年本から帰納した貞応

元年本本文と一致しない場合が非常に多く、なおかつ一致しない場合はほとんど貞応二年本に一致していることが判明する。

また、右で本書が貞応元年本に一致し、貞応二年本（冷泉家本）と異なるとした三十一箇所のうちには、貞応二年本中有有力な伝本とされる梅沢本本文と一致するものが11 12 15 30 33 35 38 46 49 70 76 77 82 92の十四箇所もあり、実質的に貞応元年本本文に一致し、貞応二年本本文に異なるという箇所は更に少なくなる。その他、貞応元年本であるなら存在しないはずの真名序を何らの注記もなく巻末に書き写するなど問題があまりに多い。結局、本書は貞応元年本本文をうかがう資料とはなしえないということになる。本稿で本書を取扱わなかつた所以である。

〔注〕

- (1) 日野西資孝氏「解題」〔定家本三代集解説〕昭16刊) 69、79―82頁。高松宮藏本に言及、一部嘉禄本との校異を示す。
西下経一氏「古今集の伝本の研究」(昭29刊) 53―56、73―77頁。初雁文庫藏本により貞応二年本との校異を示す。
(2) なお、貞応元年十一月廿日定家奥書本には、その他、三条西公正氏「定家本古今集の一証本」〔文学〕昭7・6)

において最も早く紹介された池田龜鑑氏旧藏本（東海大学附属図書館桃園文庫現蔵、二六一六）があり、東海大学蔵桃園文庫影印叢書第五卷（平3刊）に、影印されているが、本文を検討すると貞応元年十一月廿日奥書本とは認められない。奥書と本文が齟齬する理由は不明であるが、本稿では比較の対象から除外した。なお後述する。

- (3) 沢田言珍の追奥書中の人物を『新寛政重修諸家譜』で検すると次のようになる。

定家自筆と称する古今集を所持していた「桐葉丹後守」は正成の子正勝、母は後の春日局、慶長二年（一五九七）生、寛永十一年（一六三四）正月二十五日卒、年三十八（巻十、188頁）。

「堀尾山城守」は忠氏の子忠晴、母は前田玄以女、慶長四年（一五九九）生、寛永十年（一六三三）九月二十日卒、年三十五、嗣なく家断絶（巻十一、191頁）。

またその母、「長松院」の名称は見出せないが、前田玄以の女に「堀尾出雲守忠氏が室」とする女性があり、これがそれと思われる（巻十七、331頁）。

以上、酒井忠勝（一五八七―一六六二）も含めて年代的

に不審はなく、追奥書の記述は認めて差支えない。

(4) 前稿105—106頁参照。

(5) イ、国立歴史民俗博物館蔵本、ウ、国文学研究資料館蔵

本ともに若干相違するが、本来ア、建長八年寂恵奥書本と

同一と認める。

(6) 寂は「と申す文武」。

(7) 高は「平城天皇」の下に「也」をすり消したような痕跡がある。

(8) 雁は「用之」の下に「云」あり。

(9) 本書は貞応二年本の「贈位以前」を「贈位上^上前」と誤るが同一とする。

(10) 本書(桃園文庫本)が貞応元年本、貞応二年本いずれの本文とも異なる箇所^{箇所}の本文は以下の通りである。

37、830 仍雖不辭官前と書也前後之由也

41、849 君かわかれし

42、852 身まかりての焮

50、1105ノ次 桂宮

65、357 該当部分ノ勘物ナシ

66、364 文彦太子保明親王延喜三年誕生四年二月十日立

太子十六年十月元服廿三年三月薨廿一

85、857 敦慶

88、869 于時大納言左大将

〔付記〕 本調査に際し、御所蔵資料の閲覧、複写等に便宜を与えられた、國學院大學図書館、国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館に深く謝意を表するものである。